

つくば市へ建築確認申請を行う場合に 必要な添付図書に関するお知らせ

現在、つくば市建築指導課に建築確認申請書を提出する場合、建築基準法施行規則第1条の3表2に掲げる建築確認申請に添付する図書のうち、都市計画法第29条第1項各号又は第43条第1項各号のいずれかに該当する建築物の新築及び増改築については、「都市計画法の規定に適合していることを証する書面」として都市計画法施行規則第60条に規定する証明書(以下「60条証明」という。)の添付を必要としています。

平成30年4月1日以降、つくば市建築指導課に申請する建築確認には、以下の建築についても、60条証明の添付が必要となります。

平成30年3月1日

主な変更内容

区域区分	建築の種類		添付図書	
			変更前	変更後
市街化調整区域	第29条第1項各号又は第43条第1項各号のいずれかに該当する建築物の新築及び増改築		60条証明	60条証明 (変更なし)
	「判断基準」により新たな許可を要しない場合	線引き前の建築物の用途変更を伴わない増改築	直近の確認済証及び建築確認申請書の副本等	60条証明
		開発許可等を受けて建築した建築物の用途変更を伴わない増改築	直近の確認済証及び建築確認申請書の副本等	60条証明

注:「判断基準」とは、茨城県が定める「市街化調整区域内の建築物の増築、改築、及び用途変更に係る都市計画法による許可の要否の判断基準(昭和53年8月24日施行)」による。

※ この取扱い以外にご不明な点がある場合については、開発指導課にご相談ください。

お問合せ先

つくば市役所 TEL 029-883-1111

建築指導課(建築確認申請に関すること)

開発指導課(60条証明に関すること)